

東海道における人馬賃銭について

山本, 光正 / YAMAMOTO, Mitsumasa

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

21

(開始ページ / Start Page)

89

(終了ページ / End Page)

105

(発行年 / Year)

1969-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010834>

東海道における人馬賃錢について

山 本 光 正

はじめに

徳川幕府は交通路を把握するために五街道を直接幕府の支配下におき、各街道には公用人馬の継立を目的として宿を設けた。宿は中世以来交通の要地であつた所が多く、私領内に宿があるときは、領主と幕府によって二重に支配され、有事の際幕府は容易に交通路を掌握することができたのである。

公用人馬の継立を義務付けられた宿は、幕府が朱印状や証文を發行した行旅者に対して、無賃または公定の賃錢である御定賃錢によつて人馬を継立なければならなかつた。

御定賃錢による人馬を使いきつてしまつたときや、御定賃錢で人馬を使用することができなかつた者は、相對賃錢で人馬を継立てたが、相對賃錢は物価の値上り等に比例して値上りしており、御定賃錢の二倍が相場であつたようである。⁽²⁾ そのため御定賃錢による継立は、人馬を出す者にとつて大きな負担となつていたわけである。

本稿では東海道の御定賃錢がどのようにして構成され、配分し

東海道における人馬賃錢について(山本)

ているかを調べることによつて、いくらかでも宿の運営の実体を明らかにしてみたい。

一、人馬賃錢の構成

正徳元年(一七一―)に元賃錢が決定され、安永初年から人馬賃錢の割増が始まると、人馬賃錢は元賃錢と割増錢によつて構成されることになり、この外稀に出人馬に対して足錢が付加されることもあつた。

正徳の元賃錢は、元禄三年(一六九〇)に決められた人馬賃錢が、宝永四年(一七〇七)に三割増になると、この賃錢がそのまま継続されたもので、正徳以降人馬賃錢の値上げは、元賃錢の何割増というように、たとへば、

人馬賃錢式割増 文政二卯年正月、
来ル于十二月迄、拾ヶ年季⁽⁵⁾

このようにして割増され、割増期間一〇年とあるように、人馬賃錢の割増は有期のもので、期限が満了すれば元賃錢に復したのである。

東海道では、正徳以降久しく人馬賃錢の割増は行われなかつた

が、安永三年（一七七四）に至り宿駅の困窮が甚しくなつて人馬賃金の割増が七年間行われている。⁽⁶⁾

しかし、三島宿において享保一二年（一七二七）に人馬賃金の割増が行われた例がある。

三島→箱根		元賃銭	享保12年
本	馬	395	477
軽	尻	256	312
人	足	200	240

三島宿から箱根宿への元賃銭は、本馬三九五文、軽尻二五六文、人足二〇〇文であるが、享保一二年には本馬四七七文、軽尻三一二文、人足二四〇文になり、二割余が割増されている。この割増は三島宿が箱根宿への人馬賃金と、箱根宿から三島宿への賃金が同額になるように請願して許されたもので、三島・箱根間が急峻な登りであつたため、人馬賃金の値上げを要求したのであろう。

品川宿では人馬賃銭が安永三年一二月から天明元年（一七八一）一二月迄の七年間三割増になり、天明元年一二月から元賃銭に復するが、同五年（一七八五）から寛政七年（一七九五）まで一〇年間四割増、その後再び三年半程元賃銭に復し寛政一一年（一七九九）から天保五年（一八三四）までは二割増になつてゐる。これ以後も割増期限が満期になると元賃銭になることもあつたがその期間は短く、割増高は幕末には一〇割二〇割にも及んでゐる。⁽⁸⁾

このように一度人馬賃銭が割増されると、元賃銭に復したとしてもその期間は次第に短くなり、幕末には元賃銭だけで人馬の継立が行われることはなく、常に割増銭が付加されている。

これらのことから人馬賃金を構成する中で、割増銭は安永以降元賃銭に次いで大きな比重を占めていた。

人馬賃金の割増は最初は各街道一齊に行われることが多く、その内でも特に困窮している宿には割増高を上げてゐる。⁽⁹⁾

文政八年（一八二五）における東海道五七宿の割増高を「五街道取締書物類寄」（以下「類寄」と略す）によつてみると（表1）、五割増の宿が四六宿、二割増の宿が一宿となつており五割増の宿がほとんどであつた。

このように文政八年には五割増の宿が多かつたのだが、このうちでも一度に五割増になつた宿と、次のようにして五割増になつた宿とがある。⁽¹¹⁾

東海道 沼津宿

人馬賃銭五割増

式割者 文政二卯年正月、拾ヶ年年季
来ル手年十二月迄

内 三割者 文政八酉年正月、五ヶ年年季
来ル手年十二月迄

このように二割増と三割増の重複した年、右の例の場合は、文政八年から文政一一年（一八二八）までが五割増になつてゐるのである。割増期限が満期にならない間に割増がされることは、時代が下るとよく行われており、御定賃銭による人馬継立が宿駅にとつて大きな負担であつたことが窺える。また最初から五割増の宿は平塚・三島・吉原・興津・江尻・府中・丸子・新居・桑名・大津の一〇宿であつた。

しかし人馬賃金の割増期間や割増高は、次第に宿ごとに差異を生じていったようである。

人馬賃銭が割増される理由は各宿に共通した原因と、各宿特有の原因がある。まず各宿に共通した原因としては銭貨の下落がある。人馬賃銭は銭で計算されるものであるから、⁽¹³⁾ 銭の価値が下がることは人馬賃銭の実質的な値下げにつながるわけである。次に全体的には諸物価の高騰、特に米・大豆の値上りで、そのうちでも大豆の値上りは馬の飼料代に響いてくる。

この外自然災害である水害・疫病・早魃等による、宿駅の困窮を救済するための人馬賃銭の割増である。

天明三年(一七八三)一月、甲州道中は七年間二割増を命じられて⁽¹⁴⁾いるが、

甲州道中筋近來困窮之処、当秋浅間山焼ニ付、往來多相成、宿々并助郷共一同及ニ難儀ニ付、(略)

これは浅間山の噴火によって、中山道の利用者が甲州道中を利用したので、甲州道中の交通量が増加したことが原因となつて人馬賃銭の割増がされている。交通量が増加したため宿駅が疲弊するというのは、一見矛盾しているようだが、御定賃銭による継立がいかに宿に負担をかけているかということを示している。

一方各宿特有の原因は宿によってまちまちであるが、宝永五年(一七〇八)五月に今切の借切船が、新居町の所替を理由として一八二文から二七五文になつて⁽¹⁵⁾いる。

品川宿では嘉永六年(一八五三)一月に人馬賃銭の五割増を願⁽¹⁶⁾出ているが、その主な理由として

一、品川宿は江戸へ出向いた人馬の戻りの稼ぎがないこと。
一、大森村地内に打場を建てることになつてから、見分役人の通

東海道における人馬賃銭について(山本)

行が多くなつたこと。

一、海面測量・台場建設役人のための人馬継立があること。
等々をあげており、幕末における公用人馬継立の増大したことをあらわしている。

次に足銭を出人馬に支給している宿は「類寄」によれば、わずかに藤枝宿と掛川宿の上下の軽尻に対してだけである(表2)。

藤枝宿では岡部への軽尻に、宿方から足銭一九文を支給し、島田までの軽尻には一三文の足銭を支給している。これは人馬使用者の負担にかかるものではなく、「宿方ニ而足銭いたし米相渡候」とあるように、宿方において負担をしたものである。この宿の場合、岡部宿までの軽尻賃銭が七七文、島田宿までが一六文と島田宿への賃銭が高額であることは、必ずしも足銭の額が人馬賃銭に比例していないといふことができる。

掛川宿⁽¹⁸⁾においては袋井宿までの軽尻には三六文、日坂宿までの軽尻には二八文の足銭が支給されており、この足銭を支給する理由として「是者往古々定式足銭仕、本馬賃銭同様相渡申候」とあり、軽尻に足銭を支給することによって、本馬賃銭と同様にするためたとある。事実足銭を与えられることにより、袋井宿への軽尻には一三文が支給され、同所への本馬との差額は四文となり、日坂への軽尻も足銭によつて八三文となり、本馬との差額はわずか三文になつて⁽¹⁷⁾いる。

足銭が何時頃から支給されていたかは、史料には往古からとあるだけで明らかではないが、この処置が取られているのは東海道五七宿中二宿だけであるから、この二宿だけが何等かの特別な事

情があつたと考えられる。

以上のように人馬賃金は元賃金と割増金によって構成され、足銭が付加されていた場合もあつたわけである。けれども人馬賃金が出人馬に全額支給されていたのではなく、実際には種々の名目をもつて宿側に人馬賃金の何割かが刎ねられている。ここで人馬賃金の配分について記すまゝに、この刎銭というものの性格について記しておきたい。

二、刎銭とその性格

東海道において何時頃から刎銭が行われていたのかは明らかではないが、「五駅便覧」⁽¹⁹⁾によると、元禄九年(一六九六)二月には大井川越の刎銭が定められて、川越賃金を一二段階に分け、それぞれ刎銭額が決められている。続いて三月には次にあげるように、困窮した島田・金谷両宿の伝馬役人救済のために刎銭が一割増になつている。

嶋田・金谷両宿御伝馬役人へ、大井川有之故連々草臥困窮仕候ニ付、御伝馬役人為御救、此度於川端川越賃金一割つゝ刎取、御伝馬役人可致三相続もの也、

また宝永二年(一七〇六)小田原宿・箱根宿・三島宿の三宿が地震のために被害をうけ、人馬継立に支障を生じると、幕府は三宿に対して、宝永三年(一七〇七)から五年間、人馬賃金の割増と刎銭を命じている。

小田原宿は地震により火災が発生したため、最も被害が大きかつたらしく割増は五割で、箱根宿は二割、三島宿は三割増になつ

ている。⁽²¹⁾この割増の内から、小田原宿は三割半、箱根宿は一割、三島宿は一割半、を助郷から刎ねて問屋場へ集め置き、在々から稼ぎに来る者達は割増分の全額を刎ねられている。

宝永三年の三島宿の「勘定目録」⁽²³⁾によると、宝永三年一月二五日から一月晦日までの刎銭総額は

一金三百七拾八兩貳分老貫五文 三割増

是ハ戌ノ正月廿五日ヨリ三割増御高札建、同霜月晦日迄之取立

分

とあり、刎銭三七八兩二分一貫五文は刎ねられる度に、宿財政に直接組入れられており、刎銭を積立てて利倍はされていない。

しかし翌四年東海道が宿並みに三割増になると、小田原宿は六割増、三島宿は四割増になり、刎銭は小田原宿が三割、三島宿が一割で、残り三割は他宿の助郷と同様に小田原・三島の両宿の助郷に渡され、在々からの稼ぎ馬にも一割が支給されることになつた。⁽²⁴⁾

「大日本帝國駅通志稿考証」(以下駅通志稿考証と略す)による⁽²⁵⁾と、享保六年(一七二一)に至つて、東海道・中山道で行なわれていたところの刎銭を他の街道においても左記の史料にみえるように許可している。

先ニ東海、中山、両道各駅刎銭ト称シテ人馬賃金若干ヲ除置シ以テ駅伝ノ費用ニ充ツ自今其他ノ諸道モ亦些少ノ刎銭ヲ收ルヲ許ス

しかし「駅通史料宿駅卷二」⁽²⁶⁾の享保六年の項に次のような記事がみえる。

東海・中山両道宿々人馬へ可レ渡賃錢ノ内、劔錢と唱少々ツ、引取、間屋場入用ニ致候儀不ニ相成、然共他街道ハ別段之趣意有之、従前之通少々ツ、劔錢引取候儀ヲ差免ス、

これによると東海道・中山道ならびにその他の街道は、享保六年以前には既に劔錢が許可されており、この年に至つて東海道・中山道は劔錢を禁止されるが、他の街道は従来通り許可するといふことになる。

「駒通史料」は「駒通志稿考証」の原本ともいうべきものだが典拠は記されておらず、「駒通志稿考証」も典拠は「旧記」とだけしか記していない。

いづれにしろ東海道・中山道においては劔錢が行なわれていたことになり、東海道での劔錢が享保六年に一時禁止されたとしても、文政八年(一八二五)に小田原宿では上り・下りの宿勤の出人馬の元賃錢から「宝永之度々請取候分」と劔錢をしていゝこと、享保一三年(一七二八)における二川宿の例があること等から劔錢が慣例化し、享保六年に禁令が出ていたとしても守られていなかったことが分る。

このことについては、いづれ史料の出るのを待たねばなるまい。

安永三年(一七七四)十一月宿駅疲弊が甚しくなってきたところへ、早魃・風損・流行病等により、一段と宿駅の困窮が酷くなつたということで、この年から七年間東海道は三割増、中山道・美濃路・佐屋路は二割増、この内特に大磯・小田原・三島・蒲原丸子・岡部・庄野の七宿は四割増、二川・藤川両宿は五割増を命

東海道における人馬賃錢について(山本)

ぜられてゐる。⁽²⁹⁾

割増錢の内、東海道・中山道・美濃路は一割を劔錢とし、助郷へは東海道では一割、中山道・美濃路では五分が配分された。間屋場を集められた劔錢は、七月と二月に代官所又は領主の役所へ納入し、諸方にこれを貸付けて利倍を行なつたのである。

こうした劔錢の利息は、天明二年(一七八二)から配分されてゐる。⁽³⁰⁾

覚

誰

誰御代官所

誰領分

安永三年より人馬割増劔錢之溜去丑年賃附元

東海道中山道
美濃路佐屋路 之内

一金何程

何宿

此利金何程

但年疋割五分

内 八分通金何程

宿人馬役之ものへ割賦

式分通金何程

本陣へ割渡候分

一金何程

何宿

同断

内同断

このように八分は人馬役の者に、二分は本陣へと配分され、元金は従来通り利倍して、天明三年の暮に利息の割賦方法を勘定所に何うようになった。

次に天明三年から甲州道中を最初に、各街道で人馬賃錢の割増

と刎銭が命ぜられている。東海道は天明五年（一七八五）から佐屋路と共に一〇年間四割増となり、その内二割が刎銭として支配代官の金蔵に仮納され、寛政元年（一七八九）に御料には五〇兩ずつ、私領には三〇兩ずつ各宿に支給された。同四年（一七九二）に至って、仮納金が一万六千兩になると、六千兩は「宿々困窮之節為御手当御金蔵に納置」かれ、一万兩は年六分の利息で三井に貸付け、六分の内五分八厘は宿々の永久手当とし、二厘は扶持代として三井へ下付されたのである。

東海道における二割の刎銭は総て利倍し、その利息を人馬役と本陣で分けるのが建前であったが、この刎銭の一部を宿入用辻にあてたいと、三島から丸子までの一〇宿が願い出ている。

覚

東海道三嶋宿の丸子宿迄拾ヶ宿人馬割増刎銭式割之内、宿々入用辻ニ寄、沓ヶ宿ニ而金五兩拾兩迄町奉行所ニ差出、積金にいたし年壹割五分利附ニ貸附、来ル卯年割増年季明迄利倍いたし、宿之相統致度旨相願候ニ付、吟味之上相伺候処、願之通可ニ申付旨此度御下知相済候段申渡、当酉十一月ノ指出入左之通、この願い出によって、一〇宿は寛政元年から同七年（一七九五）まで、宿によって五兩から一〇兩を駿府町奉行所へ差出し、一割五分の利息で貸付けをすることが許されている。この結果由比宿では毎年五兩を積金として利倍を計り、寛政六年までには元利合わせて四九兩二分永六二分五分になっている。同七年一月に一〇宿は申年（寛政七年）まで五年間刎銭延長を願い出て許可されている。

こうして各街道で一般に行なわれていた刎銭が、東海・中山兩道において、文政四年に禁止されている。

一、於宿々に出入馬へ可渡賃銭之内、刎銭と唱、少々宛引取、問屋場筆墨紙代帳付馬指共給分足合等に致し候類も有之趣入御聴候候、割増賃銭之内、宿助成も請取候上者、前之任來に候共、以來右刎銭引取候儀は無用可致候

この禁令について大山敬太郎氏は「思ふに、事実上滔々風をなして久しく慣行せられたかゝる制度を、一片の禁令を以て断絶せしむることは、恐らく難かしく、右の如き禁令にも拘らず、当局も自づとこれを黙過したものはなかつたか。」と述べられているが、森杉夫氏は「右の文中の「宿助成に請取候分」というのが正式の刎銭のことで、東海道、中山道においては割増賃銭が公認された場合、宿・助郷・出人馬がうけとる額を道中奉行に提出し、その公認をうけ、公認された宿駅の正式の刎銭以外を禁止したのである。すなわち当然出人馬へ渡すべき分のうちから口銭（実質的には刎銭であるが）と称して元賃銭の一部を、私に宿が刎ねとってはならないという口銭禁止の命令で、正式の刎銭の全面的な禁止ではないのである。」といわれておられる。そして刎銭と口銭の相違を次の史料によって説明されている。

一、右割増賃銭之内、宿助成に請取候儀、小前之内には、不₍₃₇₎相弁₍₃₆₎族も有₍₃₆₎之、宿役人共取計を疑ひ候趣、入₍₃₇₎御聴候間、右割増賃之内、宿助成に請取候分、并出人馬へ可₍₃₇₎割渡分共問屋場へ張出し、書付相認可₍₃₇₎差上旨、左候得ば、於₍₃₇₎御奉

行所^一、御見届之上、押切印被^レ遊御渡被^レ成候、

そして口銭については左の史料に依つておられる。⁽³⁸⁾

文政五年六月千住宿、内藤新宿役人江申渡之内

(略)

一、人馬賃銭之内口銭と唱少^一宛引取、年分欠銭償、或者宿役人共給料足合、小買物等ニいたし来候類も有^レ之、右者東海道・中山道と違ひ諸家通行少キ宿方も有^レ之候ニ付、是迄之通
 刎銭いたし候儀聞濟置候間、余計ニ引取候儀堅致間敷候、

以上のことから口銭が禁止されていたことは事実であるが、口銭が私に行われ公認されたものではなく、元賃銭の一部を刎ねているが、本来元賃銭も割増賃銭も出人馬に渡されるべきものである。口銭からの金額をみると極めて少額で、宿の諸雑費や借金の返済資金にあてられていることから、寛政元年からの由比宿における刎銭はここでいう口銭にあたるものと思われる、この時は駿府町奉行の許可を得ているから公認されていることになり、二割の刎銭の一部を積立てている。

このことから口銭には公認された割増銭の一部を刎ねている場合もあったのではなからうかと思われる。

口銭の禁止は中山道においては完全に全実施されているが、⁽⁴⁰⁾東海道だけについてみると(表1)、文政八年には五七宿中口銭を取っている宿が二〇宿あり、東海道では一応口銭禁止令は守られてはいるが、「事実上滔々風をなして久しく慣行せられたかゝる制度」を完全に禁止することはできなかったのである。

他の三街道では口銭の禁止はされていなかったが、口銭をとる

東海道における人馬賃銭について(山本)

ことを自肅したようである。⁽⁴¹⁾

以上のように刎銭はこれを集めてそのまままたは利倍して宿の財政にあてられる場合と、宿を構成する人々、すなわち人馬役に配分される時とがあった。刎銭の利息が人馬役に配分される時は、賃銭が刎ねられても直接人馬役に還元されることになるが、刎銭が直接人馬役に還元されることは少く、ほとんどは宿駅財政に組入れられているのである。

三、人馬賃銭の配分

1、文政八年における人馬賃銭の配分

人馬賃銭が実際にどのように配分されていたかを「類寄」によって明らかにしてみたい。「類寄」には文政八年(一八二五)と九年に道中奉行へ各宿が提出した人馬賃銭と、その内訳が東海道五七宿に渡つて記されている。このうち文政九年に提出した宿は府中・吉田・藤川・池鯉鮒の四宿だけで、四宿の文政九年における人馬賃銭の割増高は八年と同様であるから、文中において特に文政九年とは断らない。

「類寄」によって作成したのが表(1)・(2)で表(1)は人馬賃銭の割増高と元賃銭の配分を東海道全宿について表わしたもので、表(2)は人馬賃銭の具体的な配分を表わしたものである。

以下この表を中心として元賃銭と割増銭について記していく。東海道五七宿中元賃銭を全額出入馬へ支給している宿は三七宿、宿側がその一部を刎ねているのは一四宿で、この外人足・軽尻又はそのどちらかに元賃銭を全額支給している宿が六宿ある。

文政八年における人馬賃銭配分表

吉原	原	沼津	三島	箱根	(助郷)	小田原	大磯	平塚	藤沢	戸塚	保土ヶ谷	神奈川	川崎	(助郷)	品川	宿名
〃	〃	〃	〃	全額出人馬へ	〃	一部宿方へ	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	全額出人馬へ	元賃銭の配分
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五割	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二割	割増
〃	〃	〃	一割	出人馬へは渡らず	一割	出人馬へは渡らず	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一割	出人馬へは渡らず	一割	増銭の配分
																備考
舞坂	浜松	見附	袋井	掛川	日坂	金谷	島田	藤枝	岡部	丸子	府中	江尻	興津	由比	蒲原	宿名
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一部宿方へ	〃	〃	〃	〃	〃	〃	元賃銭の配分
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	割増
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	増銭の配分
浜松への人足には元賃銭全額支給		袋井への軽尻には元賃銭全額支給		軽尻には足銭を支給	軽尻には元賃銭全額支給		藤枝への軽尻・人足には元賃銭全額支給	軽尻には足銭を支給								備考

東海道における人馬賃錢について（山本）

坂下	関	亀山	庄野	石薬師	四日市	桑名	熱田	鳴海	池鯉鮒	岡崎	藤川	赤坂	御油	吉田	二川	白須賀	新居
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	全額出人馬へ	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一部宿方へ
〃	〃	〃	〃	〃	〃	五割	二割	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五割
〃	〃	一割	二割	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一割
										人足には元賃錢 全額支給				人足には元賃錢 全額支給			
〃	〃	〃	出 実 質 増 高 人馬への	〃	割増	計	守口	牧方	淀	伏見	大津	草津	石部	(助郷)	水口	(助郷)	土山
なし	二割五分	二割	一割	二割	五割	(助郷は除く)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	全額出人馬へ
二宿	一宿	四割	五〇宿	一一宿	四六宿		〃	〃	〃	二割	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五割
							〃	〃	一割	(全額出人馬) 二割	二割五分	〃	〃	二割	一割	二割弱	一割

文政8年における人馬賃銭配分表(2)

	賃 銭	元賃銭	元 賃 銭 の 配 分	割増銭	割増銭の配分	配分合計	備 考
小田原→箱根 (本馬)(短銭)	657文 (633)	438 (422)	宿 宿方(宝永度より請取分) 67	219 (211)	全額宿方へ	宿方 301 (289)	()内の数字は短銭に 対して長(丁)銭を示す。
			助郷 宿方(小口銭) 11 356 (344)		助郷 宿方 173 (169)	宿方 184 (180)	
小田原→三島 人足(短銭)	684文 (660)	456 (440)	宿 宿方(宝永度より請取分) 107 (103)	228 (220)	箱根宿 46	箱根宿 46	※割増5割の内、2割(104)文は 出人馬に渡すべきところ、当宿 は出人馬の雜費を宿方が明うた お出人馬には渡さない。
			助郷 宿方(小口銭) 10 339 (327)		宿 宿方 178 (174)	宿方 295 (287)	
			宿方(小口銭) 10 446 (430)		助郷 宿方 134 (130)	宿方 144 (140)	
			助郷 人足 44		箱根宿 46 宿方 140 人足 490 (474)	宿方 520 (500)	
箱根→小田原 本馬(短銭)	778文 (750)	520 (500)	全額出人馬へ	258 (250)	宿方 154 (150) ※104 (100)	宿方 258 (250)	

藤枝→島田 軽尻(短銭)	126文 (122)	81	宿方 出人馬	5 76	41	宿方 出人馬	33 8	宿方 出人馬 ※101 (97)	38	※宿方より足銭13文を支給
藤枝→岡部 軽尻	77文	51	宿方 出人馬	3 48	26	宿方 出人馬	21 5	宿方 出人馬 ※72	24	※宿方より足銭19文を支給
掛川→日坂 軽尻	80文	53	宿方 出人馬	3 50	27	宿方 出人馬	22 5	宿方 出人馬 ※83	25	※宿方より足銭28文を支給し本馬 賃銭と同様にする。
掛川→袋井 軽尻(短銭)	109文 (105)	70	宿方 出人馬	4 66	35	宿方 出人馬	28 7	宿方 出人馬 ※113	25	※宿方より足銭36文を支給し、本 馬賃銭と同様にする。 113文ではたゞ109文(105)か
舞坂→浜松 本馬(短銭)	186文 (182)	125 (121)	宿方 出人馬	6 119 (115)	61	宿方 出人馬 馬飼代 宿借金 返済金 13	12 36 13	宿方 出人馬 (128)	54	

島田宿では藤枝宿への軽尻と人足に、見付宿では袋井宿への軽尻に元賃銭を全額支給しており、日坂宿は上り下りの軽尻に全額元賃銭を支給している。舞坂宿では浜松への人足に、吉田・岡崎の両宿は上り下りの人足だけに元賃銭を全額支給している。

この場合本馬にはこの特典がなく、足銭にしても軽尻だけに与えられたものである。このことは本馬にしても、軽尻にしても云

東海道における人馬賃銭について(山本)

馬役の者は馬と馬士一人を負担しなければならないので、本馬・軽尻を仕立てる費用が大体同じ程度であったため、特に軽尻が援助を受けることが多かったであろう。

元賃銭からの勿銭は一〇文以下がほとんどで、それも本馬の場合に多く、人足の勿銭が一〇文を越えているのは小田原宿だけである。

小田原宿では、元賃銭から小口銭と宝永度からの請取分という名目で二度の劔銭が行われている(表2)。但し助郷からの劔銭は小口銭のみで、宝永度からの劔銭は行われていない。小田原宿で人足の劔銭が一〇文を越しているのは、小田原宿から三島宿への人足の場合で、小口銭が一〇文、宝永度からの請取分が一〇七文合計一七文にも及んでいる。

以上のように、元賃銭の劔銭は極めて少額で、本馬と軽尻が同額といふこともあったが、ほぼ元賃銭に比例して劔ねられ、宿の賄にあてられていたのである。

割増銭の配分は、五割増の内一割を出人馬に支給する宿が四〇宿、二割を支給している宿が三宿、二割五分を支給しているのが大津一宿で、二割増の内一割を出人馬に支給している宿は一〇宿であり、まったく割増銭を支給していない宿としては小田原・箱根の二宿がある。一方二割の割増銭全額を出人馬に支給しているのは伏見宿一宿だけである。

こうしてみると、文政八年における実質的な出人馬に対する割増は一割増の宿が五〇宿、二割増の宿が四宿、二割五分増の宿が一宿となり、一割増の宿が圧倒的に多く、劔銭が宿の運営を助成するためになされたものであって、出人馬に対しての割増はほとんど増加されていなかったことが分る。

掛川宿の割増銭の配分は割増銭とその配分の性格をよく示している(表2)。

掛川宿は文政二年(一八一九)一月から一〇年間は二割増、文政四年(一八二二)から同九年(一八二六)までは三割増で、四

年からは計五割増となり、出人馬には一割が支給されているが、これは五割増の内の一割ではなく、最初の二割増の内の一割であつて、文政四年からの三割増は総て宿助成にあてられている。このように割増銭が配分されているのは、この外に蒲原・藤枝・亀山・関の四宿がある。

舞坂・白須賀・二川・御油・赤坂・藤川の六宿では、割増銭からの劔銭が二度行われている。舞坂宿を例にとると、

人馬賃銭五割増 式割増 文政二卯年正月、拾ヶ年季
来ル子十二月迄
 三割増 文政七申年十月、
来ル丑九月迄 中五ヶ年季

一本馬尅定 此賃銭百八拾六文 五割増

内四拾八文 宿方江請取候分

拾貳文 志割宿助成被下候分

内三拾六文 三割増馬飼料御手当并

百貳拾五文 元賃銭 宿借金返済方御仕法之分

内六文 前より口銭と唱取来候分

拾三文 志割勤馬江被下候分

ノ百三拾貳文 出馬江相渡候分

舞坂宿では五割増の一割が宿助成に劔ねられ、三割は馬の飼料代金と宿の借金返済資金にあてられている。六宿に共通していることは割増銭が一・三・一の割合で配分されており、一割は宿助成に三割は馬の飼料代、人足役への手当、宿借金の返済資金(赤坂宿では類焼の節の拝借金返済資金)にあてられ、比較的その使

途が詳しく記載され、残りの一割が出人馬に支給されている。

割増銭を出人馬に支給しないのは小田原と箱根の二宿で、小田原宿は元賃銭からも別ねられているため、出人馬に渡る賃銭は元賃銭にも達していない。肋郷の場合は五割増の一割が出人馬に支給されているので、かろうじて元賃銭を上回っている(表2)。

箱根宿は人足の継立は免じられていたため小田原の人足は三島まで継通しているが、割増銭の一部は箱根宿に渡されている。⁽⁴³⁾

小田原宿
三島宿迄

一人足者人 宿勤

元賃銭四百五拾六文

五割増式百貳拾八文

合銭六百八拾四文

内

錢四拾六文

是者箱根宿ノ三島宿迄之間五割増之内、式割箱根宿江相渡候分、江川太郎左衛門樺御役所江相納申候
錢百七拾八文(注、上の線はこよりかけるべきもの)
是者小田原宿ノ三島宿迄之間五割増之内、箱根宿江相渡候錢四拾六文引落し、書面之分宿助成仕候

錢拾文

錢百七文

錢貳百九拾五文

差引

錢三百三拾九文

五割増二二八文の内二割四六文は、江川太郎左衛門の役所へ納

東海道における人馬賃銭について(山本)

入され、箱根宿へ渡されているが、この場合の二割はいままでの意味する二割ではなく、二二八文の一〇分の二である。残りの一七八文は宿助成に別ねられている。肋郷は五割増の賃銭の内一〇分の二を箱根宿のために別ねられているが、五割増の一割は出人馬に渡されている。

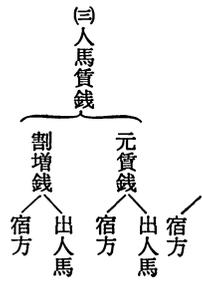
箱根宿は五割増の内三割は別ねられて、残り二割は次のようになつて⁽⁴⁴⁾いる。

右之内宿割者当日動馬江可相渡二処、宿馬之儀外稼無御座候間、宿馬持立難ニ相成二候ニ付、馬代金并飼料一色宿方ノ相渡為ニ持立二候間、前ノ割増賃銭相渡不レ申候、箱根宿之儀者助郷無ニ御座二候ニ付、三嶋宿助郷馬之分者小田原宿江継通申候得共、山坂遠継之儀ニ付助郷村ノ時々相頼候儀御座候間、前ノ熱談之上相渡不レ申候、

これによると五割増の一割を出人馬へ渡すことになっているが、馬代金・飼料代等を宿側が賄っているため、割増銭は出人馬には支給していない。残りの一割は宿方でのよう⁽⁴⁵⁾に使用されているのかは記されていないが、結局出人馬に支給されるのは元賃銭だけである。

以上によって人馬賃銭の配分を分類してみると、次の三種類に分類できる。

- (一) 人馬賃銭
 - 元賃銭 | 出人馬
 - 割増銭 | 出人馬
- (二) 人馬賃銭
 - 元賃銭 | 出人馬
 - 割増銭 | 出人馬



(一)は伏見宿一宿だけで、(二)は三六宿、(三)は二〇宿であった。

ロ、宿財政としての勿銭

以上のように人馬賃銭からの勿銭はほとんどが宿財政にあてられていたが、宿財政の中で勿銭はどのような位地を占めていたであろうか。

文化元年(一八〇四)⁽⁴⁵⁾における保土谷宿の人馬賃銭の内訳は次の通りである。

一 銭三千九百拾貫八拾五文

二 銭三千貳百五拾九貫

三 六百七拾貳文

内 銭三百貳拾五貫貳百七文

銭三百貳拾五貫貳百六文

是は去寛政十一未年、辰年迄拾ヶ年之間、人馬賃銭二割之内、割宿益被下置候分、年々人馬役金足合ニ割取可申処

人馬賃銭上り高

御定賃銭其時々勤

人馬え相渡候分

式割増之内、割勤

人馬を被下置候分

其時々相渡申候

式割増之内、割

割宿益二被下置候分

当宿之儀往還助成薄く、至而困窮之宿方故御定人馬持主兼^(立カ)候ニ付、惣百姓艱難仕一統相談之上利倍御貸附被成下^(仕カ)御利金頂戴仕、互ニ人馬相統基ニ付度、御支配御代官大貫次右衛門様え奉願上候得共、御取用難相成旨御利害被仰聞候間、猶又相談之上右御年限之上金高相調候迄、宿方用元役之もの預り置、往々人馬相統基ひ仕度存罷在候

人馬賃銭の総計三九一〇貫八五文から、出人馬へ渡る元賃銭と式割増の一割を引いた三二五貫二〇六文が勿銭で宿助成にあてられるわけだが、保土谷宿は困窮の宿方なので利倍してその利金を宿助成にあてた旨を、代官大貫次右衛門に願い出ているが認められず、二割増の満了する文化五年(一八〇八)まで宿方用元の者がこれを預り、将来この勿銭を人馬相統の基にしたいというのである。そしてこの勿銭は文化元年の総収入からは除かれている。

文政二年(一八一九)の同宿の「宿入用諸私仕立勘定帳」⁽⁴⁶⁾から人馬賃銭と勿銭に関する収支を抜粋してみると、

(収入)

一 銭三千八百七拾文

人馬賃銭元賃銭之分

去卯年々ヶ年分上り高

銭五百九拾九貫六拾六文

人馬賃銭式割増之分

去卯年々ヶ年上り高

(支出)

錢貳千貳百九拾六貫九百四拾文

人馬賃錢元賃錢宿人馬え時々相渡候分

錢貳百貳拾五貫百拾文

同断二割増之内忝割元賃錢え組込勤人馬へ相渡候分

錢七百拾貫九百三拾文

人馬賃錢元賃錢助郷人馬え時々相渡候分

錢七拾貳貫九百五拾八文

同断式割増之内忝割元賃錢え組込勤人馬え相渡候分

元賃錢も割増錢二割も総て宿の収入として取り扱われ、出人馬の受け取るべき賃錢は宿取収入からの支出となっており、宿助成にあてられているのは錢三〇一貫九八文(約四三兩、但一兩に付七貫文替)で、これまでの劔錢の利息四八兩三分永九〇文を加えると約九一兩三分永九〇文になり、他の収入と比して多額ではないが、これは保土谷宿の割増が二割で劔錢が一割であったからで、表1によって分るように、文政八年の東海道においては、五割増の四割が劔錢として宿助成にあてられている宿が四〇宿もあり、劔錢による収入が相当な高額に達したであろう。

三島宿では宝永三年(一七〇六)の宿取入の中で劔錢は三七八兩二分一貫五文で、これは総収入一〇一兩二分の約三割四分にあたり、宿取入の中では最も多額である。⁽⁴⁷⁾

天保一二年(一八一四)守口宿における劔錢の収入額は、銀八七七匁一分で総収入額銀八貫七〇八匁六分一厘の約一割弱を占め、宿取入としては普通の額であるが、当宿が人足勤だけであったことを考えれば、他宿において劔錢が宿財政の中で占める割合

が、かなり大きかったことはより一層明らかである。

四、まとめ

正徳以降人馬賃錢の割増が始まってからの、東海道における御定賃錢の構成と配分について述べたが、以上のことをここで簡単にまとめてみる。

御定賃錢は正徳元年に決定された元賃錢と、割増錢によって構成され、足錢が宿側から出人馬に支給されることもあった。割増錢は元賃錢を基準に、期限を定めて割増され、期限がくると元賃錢に復したが、その期間は次第に短くなっている。また割増期間中に割増をして、割増率を上げることも行われている。

人馬賃錢は次のように配分されている。

一、元賃錢は全額出人馬に支給する宿が多く、宿側にその一部を劔ねられても金額は低く、劔錢は宿の借金の返済資金等にあてられている。

一、割増錢を全額出人馬へ支給しているのは一宿だけで、外の五六宿は割増錢の大半、または全部を宿側が劔ねて、主に宿財政にあてている。

こうしてみると、人馬役を負担していた者は、基本収入となる運賃の割増がほとんどなされていないため、無賃の継立は勿論、御定賃錢による継立が増加すればするほど負担が増大していくという矛盾を生じ、近世宿取制度の問題の一端がここに内在しているのである。

宿財政については、紙幅の関係であまり述べることができな

つたが、次の機会に発表したい。

本稿を作成するにあたり、御助言、御指導を賜った児玉幸多先生に深く謝意を表し、いろいろと御教示下さった岩生成一先生に厚く御礼申し上げます。

註

- (1) 「五駅便覧」によると代官支配、預所の宿が三四宿、城下町・私領にある宿が一九宿、私領で代官支配の宿が四宿である。
- (2) 児玉幸多「近世宿駅制度の研究」二四一―二四三頁。
- (3) 土山宿から坂の下宿への元賃銭は天明三年に決められている。
- (4) 森杉夫「近世宿駅助成の一仕方」(歴史研究二)
- (5) 「五街道取締書物類寄下」(近世交通史料集二、二九七頁。
- (6) 「日本財政経済史料」巻九、六五八―六六〇頁。
- (7) 「三島市誌」中巻、二八七頁。
- (8) 「品川町史」上巻、七四〇―七四一頁。
- (9) (6) を参照。
- (10) 「類寄」の式拾五之帳から式拾七之帳(近世交通史料集二、二九七―四二〇頁)には東海道の人馬賃銭が記されている。
- (11) 「類寄」(近世交通史料集二、三二二頁)
- (12) 「品川町史」上巻、七四〇・七四一頁。
- (13) 森杉夫「御定賃銭の割増計算について」(日本歴史一一四)
- (14) 「御触書天明集成」六八九頁。
- (15) 「御触書寛保集成」六五四頁。
- (16) 「品川町史」上巻、七四二頁。
- (17) 「類寄」(近世交通史料集二、三四三頁)
- (18) 同右 三五二頁。
- (19) 「日本交通史料集成」第壹輯一五九・一六〇頁。
- (20) 「御触書寛保集成」六五一・六五二頁。
- (21) 同右 六五三頁。
- (22) 五割増の三割半とは、五割増の一〇分の七のことで、二割増の一割といえ、二割増の二分の一のことである。
- (23) 「三島市誌」中巻、二三五頁。
- (24) 「御触書寛保集成」六五三頁。
- (25) 「大日本帝国駅遞志稿考証」二三四頁。
- (26) 遞信博物館蔵。
- (27) 「類寄」(近世交通史料集二、三一三―三一七頁)
- (28) 大山敷太郎「近世交通経済史論」一一一頁。
- (29) 「日本財政経済史料」巻九、六五八頁。
- (30) 右同 巻二、一五九・一六〇頁。
- (31) 「委細書付録」(遞信博物館蔵)「駅遞志稿考証」三〇三・三〇四頁。
- (32) (33) 「人馬割増刳銭式割通之内指出金勘定帳」(静岡県立図書館蔵)
- (34) 「日本財政経済史料」巻九、三八五―三八八頁。

- (35) 「近世交通経済史論」一一一頁。
- (36) 「近世宿駅助成の一仕法」(歴史研究二)
- (37) 「日本財政経済史料」巻九、三七七頁、「駅肝録」(日本交通史料集成第貳輯、二九四頁)
- (38) 「類寄」(近世交通史料集二、一六七頁)
- (39) 本稿の「三、文政八年における人馬賃銭の配分」を参照。
- (40) (41) 森杉夫「近世宿駅助成の一仕法」(歴史研究二)
- (42) 「類寄」(近世交通史料集二、三六〇・三六一頁)
- (43) 右同 三一四・三一五頁。
- (44) 右同 三一八頁。
- (45) 「保土谷区郷土史」上巻、一〇六五頁。
- (46) 右同 一〇六九—一〇七〇頁。
- (47) 「三島市誌」中巻、二三四—二三六頁。
- (48) 菊田太郎「東海道守口宿・守口駅」一一〇—一二三頁。